

愛知東邦大学紀要『東邦学誌』編集規程

運営委員会

平成31年1月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知東邦大学紀要『東邦学誌』（以下、紀要という）の編集及び刊行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(刊行の目的)

第2条 紀要は、愛知東邦大学（以下、本学という）における教育研究の推進および成果の公表を目的として刊行される。

(編集・刊行等)

第3条 紀要の企画、原稿募集、編集、刊行は、研究活動委員会（以下、委員会という）が行う。

(投稿資格)

第4条 紀要に投稿できる原稿は、著者に以下の者を含むものとする。

- (1) 本学専任教員
- (2) 本学および東邦学園短期大学名誉教授
- (3) その他、委員会が特に認めた者

(掲載内容)

第5条 原稿の種類は、「論文」「研究ノート」「翻訳」「資料紹介」「報告」とする。

- 2 原稿は全て未発表のものに限る。
- 3 研究倫理委員会規程第3条各号に該当する場合は、同規程第5条の審査手続等を経るものとする。
- 4 原稿内で使用・引用されるデータは、既に公開されているもの、あるいは紀要発行と同時に本学機関リポジトリで公開されるものとする。データが公開されず、結論等の検証ができない原稿は原則掲載しない。

(投稿手続)

第6条 投稿は所定のサイトより電子的に行う。原稿は電子的なものとし、紙での投稿は認めない。

(投稿・執筆要領)

第7条 紀要に投稿する原稿の書式等については、別表の通りとする。

(原稿の採択)

第8条 紀要に投稿された原稿は委員、又は委員会が委嘱した者による校閲を行う。前第5条及び第7条に合致しないと認められる等の場合には、委員会は執筆者に改訂を求めることがある。場合によっては、原稿の種類の変更、又は、不採用とすることもある。

- 2 委員会は、予算等の都合により、執筆者と協議の上、投稿原稿の掲載について調整することができる。

(校正)

第9条 校正は執筆者が行うこととし、電子的な形式の変換の際に生じた誤りの訂正のみとし、内容の変更等は認めない。原則として一校までとする。

(刊行)

第10条 紀要は、1年1巻とし、2号に分けて刊行することを原則とする。

- 2 紀要は、本学機関リポジトリへの掲載をもって刊行とする。

(原稿料及び掲載料)

第11条 原稿料及び掲載料は、原則として無料とする。

(著作権)

第12条 紀要に掲載された著作物の著作権は執筆者に属する。

- 2 他の文献から図表等の転載を行う場合、執筆者が著作権保有者からの許諾の取得等必要な処置を行うものとする。
- 3 本規程の施行以前に紀要に掲載された著作物で、本学機関リポジトリ及び本学から委託された機関により電子化して公開された著作物の著作権については、この規程により処理されたものとみなす。

(事務の所管)

第13条 この規程の運用に関する事務は、学術情報課が所管する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、紀要の編集に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「愛知東邦大学紀要編集規程」(平成22年7月7日制定)及び『東邦学誌』投稿・執筆要領(平成22年12月16日制定)を廃止する。
- 3 当分の間、国立国会図書館への送付および保存用に限定して冊子体での印刷も行う。

別表

- (1) 日本語の場合は、横書き、常用漢字を用いた現代仮名遣いを原則とする。
- (2) 本文の使用言語に関わらず、日本語500字以内、または、英語200語以内の要旨を本文の前に付けること。
- (3) 執筆者の所属を明記する。
- (4) 共著の場合、原則として、各執筆者の担当箇所を明記する。
- (5) 図・表には番号とキャプションを付ける。

- (6) 図・表以外は、原則として白地に黒字とする。
- (7) 原則として、文章と図・表は別ファイルにして投稿すること。以下の形式が望ましい。
- 文章：テキスト形式、またはMicrosoft Word形式（2010以降）
 - ラスター（ピクセル）画像：CMYK 4色分解TIFF形式、不可能な場合はPNG、JPEG等
 - ベクター画像（線画）：スケラールベクター形式
 - 表：スプレッドシートファイル
- (8) 上記ファイルに加えて、図表の場所、大きさの目安がわかるよう原稿内に配置したPDFを提出することが望ましい。提出されない場合は、図表の場所、大きさは委員会に一任とする。